

環境確保条例における

子供の声等に関する規制の見直しについて（本文）

1 見直しの趣旨

〔現在の規制〕

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）では、各規定によって、工場、指定作業場、建設作業、拡声機、深夜営業等に対し騒音の規制がなされている。
- これらの規制対象でない者についても騒音の発生源となることがあるので、環境確保条例第 136 条において規制基準を遵守すべきこと等を規定し、別表第 13 に遵守すべき日常生活等に係る騒音規制基準を掲げている。
- 第 136 条の規定は「何人^{なんびと}」に対しても適用され、騒音には人声も含まれることから、別表第 13 に規定するこの規制基準は保育所や公園等で子供が発する声等に対しても適用される。
- 規制基準に違反することにより周辺の生活環境に支障を及ぼしていると認められるときには勧告や命令の対象となる。

〔子供の声を巡る問題〕

- 近年、保育所や公園等から発せられる子供の声等に対する苦情があがっている。
- 苦情を受けて、保育所等では園庭活動を縮小する等の対策をとっている事例もある。また、子供の声等に対する苦情が保育所等を新たに設置する際の妨げとなっているという意見もある。
- また、子供の声を巡る訴訟では、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）や各自治体の条例に規定する規制基準を基に、不法行為責任が争われている事例もある。

〔子供の健やかな成長・育成への配慮の必要性〕

- 規制基準を遵守するように子供の声を抑制することは、心身の発達段階にある子供にとってストレスになり、発育上も望ましくないという意見がある。

- 健やかに成長するという子供の権利は、可能な最大限の範囲において確保されなければならない、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」と規定している。
- また、平成 24 年には、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等が制定され、子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない、とされている。
- このように、子供が健やかに成長し、また、真に安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことが求められている。

〔健康・生活環境の保全〕

- 一方で、環境確保条例は都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている。
- また、環境確保条例では、知事は公害の発生源について必要な規制を講ずるほか、施策を事業者及び都民と連携して実施し、公害の防止に努めることとしている。
- 子供の声であっても、状況によっては騒音となる場合もある。
- 子供の声によって騒音被害を受けている者の健康や生活環境を保全するために真に必要な措置は講じなければならない。

〔見直しの基本的考え方〕

- 子供の声に関する苦情の解決においては、子供の健やかな成長・育成という社会共通の利益と、騒音被害者の快適な生活環境を追求する権利とのバランスを図る必要がある。
- これらを踏まえ、子供の声に関する規制について、次代の社会を担う子供一人ひとりの健やかな成長・育成にも配慮しつつ、苦情の解決に資する制度とすることを基本的考え方として、次の見直しを行う。

2 見直しの概要

子供及び子供と共にいる保育者が発する音（以下「子供の声等」という。）
については、別表第 13 に掲げる規制基準は適用しないこととする。

（1）規制基準の適用除外となる子供の声等の範囲

〔適用除外とする子供の年齢〕

- 子供にとって、遊び等を通じて伸び伸びと活動することは、心身の発達において重要であるとされている。
- 特に、乳幼児期は、神経機能が発達途上で、発声も含めた力の加減のコントロール能力が向上していく段階にあり、遊びを通じて発達していく時期でもある。
- 乳幼児期の成長過程において遊びは欠かせず、楽しく身体を動かし、声を出せる環境を確保する必要があることから、乳幼児期における子供の声に騒音の規制基準値を適用し、子供の遊びを抑制するのは望ましくない。
- 一方、小学校低学年になると、大人の言うことを守る中で、善悪についての理解と判断ができるようになり、集団や社会のルールを守る態度などを身に付ける段階であるとされている。
- これらを踏まえ、規制基準の適用除外とする子供の定義は、小学校就学前の子供（満 6 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）とする。

〔適用除外とする音の種類〕

- 子供が発する声や身体動作の音（足音、拍手等）、演奏する楽器の音、使用する遊具（ボール等）や音響機器等の音などについて、規制基準の適用除外とする。
- また、子供と共にいる保育者（子供と共に保育、スポーツ、遊び等の活動に参加するものを含む。）が発する上記の音についても、子供の健やかな成長・育成に係る音として、規制基準の適用除外とする。
- 一方、保育所等に設置された空調機の室外機等の機械から発せられる音や、子供と共にいない子供以外の者の声（保育所等への送迎時の保護者同士によ

る会話等)などは、子供の成長・育成のために必要な音とは言えず、現行のとおり規制基準を適用する。

〔適用除外とする場所〕

○ 主として子供の声等が発せられる場所であって、子供が遊びを通じて健やかな成長を図るために必要な場所を列挙して、これらの場所から発せられる場合に限り、規制基準を適用しないこととする。

- 保育所、幼稚園、認定こども園等
- 児童館、児童遊園等の児童厚生施設
- 公園
- 上に掲げるもののほか知事が認めるもの（プレイパーク、運動施設等を想定）

（２）見直し後の子供の声等の扱い

○ 見直し後の環境確保条例において、子供の声等は、第 136 条のかっこ書きに規定する「規制基準を定めていないもの」に該当することとなる。

○ したがって、子供の声等が環境確保条例第 136 条の規定に違反しているか否かは、数値規制を適用するのではなく、人の健康や生活環境に障害を及ぼすおそれのある程度を超えているか否かによって判断されることとなる。

○ ここで、生活環境に障害を及ぼすとは、人の生活を取り巻く、周囲の環境に、一般社会生活上受忍すべき程度（受忍限度）を超える障害を及ぼすことをいう。

○ 受忍限度を超えているか否かの判断に当たっては、単に音の大きさだけによるのではなく、音の種類や発生頻度、影響の程度、音を発生させる行為の公益上の必要性、所在地の地域環境、関係者同士でなされた話し合いやコミュニケーションの程度や内容、原因者が講じた防止措置の有無や内容等を十分に調査した上で、総合的に考察する。

○ 上記のような関係者同士の話し合い等がなされることによって、施設管理者側においては近隣へ配慮する意識が、苦情者側においては子供の声等に対する理解がそれぞれ深まり、こうしたことを通じた問題の解決が期待される。

1 ○ なお、第 136 条の規定に違反し、さらに、周辺の生活環境に支障を及ぼし
2 ているとき、すなわち、受忍限度を超えて現に実態的な被害が生じていると
3 認めるときは、これを解消するために必要な限度において、必要な措置をと
4 ることを、施設管理者等に勧告することができ（第 138 条）、勧告に従わな
5 いときは命ずることができる（第 139 条）。